

これまでの議論の整理（案）

※ 前回までの検討資料の「論点（案）」を基に、これまでの議論を整理したもの。

（下線部は、これまでの資料（論点（案）等）になかったもの。）

障害者自立支援法の見直しに係る主な論点

(Ⅰ) 相談支援

- ① ケアマネジメントの在り方
- ② 相談支援体制

(Ⅱ) 地域における自立した生活のための支援

- ① 地域での生活の支援
- ② 就労支援
- ③ 所得保障

(Ⅲ) 障害児支援

- ① ライフステージに応じた支援の充実
- ② 相談支援や家庭支援の充実
- ③ 施設の見直し等による支援の充実

(Ⅳ) 障害者の範囲

- ① 障害者の定義
- ② 手帳制度

(Ⅴ) 利用者負担

(Ⅵ) 報酬

(Ⅶ) 個別論点

- ① サービス体系
- ② 障害程度区分
- ③ 地域生活支援事業
- ④ サービス基盤の整備
- ⑤ 虐待防止・権利擁護
- ⑥ その他

(I) 相談支援

① 地域における相談支援体制

(地域における相談支援体制の強化)

(相談支援を担う人材の質の向上)

(総合的な相談支援を行う体制)

【基本的考え方】

○ 障害者が、様々なサービスや地域資源等も活用しながら、地域で自立して安心して暮らしていけるよう、以下の観点から障害者の相談支援の充実を図る。

- ① 地域における相談支援体制の強化
- ② ケアマネジメントの充実
- ③ 自立支援協議会の充実

○ 障害者の地域生活にとって相談支援は欠かせないものである一方、市町村ごとに取り組状況に差がある状況にあり、地域における相談支援体制について、市町村による相談支援の充実や地域生活支援事業補助金の活用を促すなどにより、全国的に必要な相談支援の事業が実施されるよう、強化を図っていくべき。

○ また、市町村のケースワーカーや相談支援事業者の相談支援専門員等、相談支援を担う人材について、研修事業の充実を図るなど、質の向上を図っていくべき。

○ あわせて、障害者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、障害者同士や家族によるピアサポート、身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談援助を活用することにより、厚みのある相談支援を実施していくべき。

○ 地域における相談支援体制の整備を図るとともに、質の向上を図っていくために、総合的な相談支援を行う拠点的な機関を設置するなど、総合的な相談支援体制

を充実させていくべき。

【更に検討すべき点】

- 例えば、市町村が、①一般的な相談支援のほか、地域移行の相談、家族との同居から地域生活への移行の相談、地域生活における 24 時間の相談、権利擁護などの多様な相談支援や、②住民に身近な相談支援事業者に寄せられた相談を、他のより適した相談支援事業者につなぐなど相談支援についての調整、などを行う相談支援の拠点的な機関を設置することとしてはどうか。
- その際、①市町村の直営か委託か、②全障害か3障害別かなど対象者の範囲、③設置数や他の市町村との共同設置、などについて、個々の市町村の実情が異なることに配慮しつつ、どのように考えるか。

② ケアマネジメントの在り方

(サービス利用計画作成費の対象者)

- 障害者の自立した生活を支えていくため、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していけるよう、サービス利用計画作成費の対象者について、施設入所者等を含め、原則としてサービスを利用するすべての障害者に拡大していくべき。
- なお、ケアマネジメントの充実にあたっては、障害者本人の自己選択、自己決定を支援していくという視点や、障害者が自らの力で自立した生活を送っていけるよう障害者自身の力を引き出していく（エンパワメント）という視点が必要。
また、サービス利用計画の作成に当たりサービス担当者会議の開催等を通じ、障

害福祉、保健・医療、教育、就労、その他の地域の様々な関係者が連携して障害者の自立した生活を支えていくという視点が必要。

(サービス利用手続の見直し)

別紙1 ←

- サービス利用の手続について、障害者の受けるサービスが適切なもの（必要かつ十分なもの）となるよう、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入すべき。具体的には、サービス利用計画の作成が、市町村による支給決定の後（利用できるサービスが決まった後）となっていることを改め、障害者が抱える課題を分析し、どのようにサービス等を組み合わせて支援していくべきかを含むサービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするようにすべき。

(モニタリングの実施)

別紙2 ←

- また、サービス利用計画の作成後についても、サービスの利用が障害者の状況やニーズに適合しているかを確認するために、サービス利用計画作成費の活用により、一定期間ごとにモニタリングを実施し、サービス利用計画を見直すこととすべき。

【更に検討すべき点】

(ケアマネジメント・モニタリングを実施する体制)

- 上記のケアマネジメント・モニタリングの実施については、
 - ・ 市町村がその責任において統一的かつ総合的な判断により支給決定を行うという仕組みとの整合性を確保すること
 - ・ 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行っていくこと
 - ・ 様々なノウハウの蓄積や、専門的・専属的に対応する人材の確保などにより、質の向上を図っていくことに留意することが必要と考えられる。
- このため、見直し後のサービス利用計画の作成については、上記の相談支援の拠点的な機関が指定事業者となって行うこととしてはどうか。

別紙3 ←

その際、第一義的には相談支援の拠点的な機関が行うこととしつつ、既存の相談支援事業者の活用を図るため、業務の一部を障害者の身近な相談支援事業者に委託できることとしてはどうか。

- なお、「ケア」は狭い意味の介護と捉えられることがあり、今後、他の用語に置き換えていくことを検討してはどうかとの指摘があった。

③ 自立支援協議会の充実

(自立支援協議会の法定化)

- 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場である自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法律上の位置付けを明確にするべき。

(自立支援協議会の運営の支援)

- あわせて、運営マニュアルや運営の好事例の周知など、国や都道府県において設置・運営の支援を図っていくべき。その際、自立支援協議会への当事者の参画を促進すべき。

(Ⅱ)地域における自立した生活
のための支援

① 地域での生活の支援

ア) 地域移行の促進

(地域移行を支えるコーディネ
ート機能)

【基本的考え方】

- 「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」という理念を踏まえ、退所・退院が可能な者について地域移行を更に進めていくとともに、できるだけ地域での自立した生活を継続していけるようにするため、以下の観点から支援の充実を図る。
 - ① 地域移行の促進
 - ② 「住まいの場」の確保
 - ③ 地域生活に必要な「暮らし」の支援

- 障害者支援施設に入所している者や、精神科病院に入院している者であって、退所・退院が可能である者の地域移行を支えるため、入所・入院中の段階から、退所・退院に向けた相談や計画的な支援についての調整、更には実際の支援を行う取組について、全国的に実施されるよう充実させていくことが必要。

【更に検討すべき点】

- 具体的には、
 - (1) 施設入所者や精神科病院の入院者についても、退所・退院に向けて、サー

	<p><u>ビス利用計画作成費の対象者としてケアマネジメントを行い、計画的に支援をする</u></p> <p><u>(2) また、入所・入院者の地域移行に向けて、退所・退院後の生活を見据え、地域の福祉サービスの見学・体験や、地域生活の準備等のための外出の支援など必要な支援について給付の対象とすることを検討してはどうか。</u></p>
<p>(移行のための宿泊等の体験を支える給付)</p>	<p>○ 長期間入所や入院をしている者が、施設・病院の外での生活に徐々に慣れていくことにより、円滑な地域移行が可能となるよう、退所・退院後に自立訓練事業により生活訓練を受けることに加えて、入所・入院中の段階から、宿泊等の地域生活の体験ができるような仕組みが必要。</p> <p><u>このため、地域移行を希望している者について、グループホーム等を体験利用したり、居宅において障害福祉サービスを利用して過ごす体験をする場合に給付の対象とすることを検討すべき。</u></p>
<p>(刑務所からの出所者の支援)</p>	<p>○ 刑務所に入所していた障害者について、退所後、円滑に地域で暮らしていけるようにするための支援が必要。</p>
<p>(地域移行における入所施設の役割)</p>	<p>○ 障害者入所施設については、常時介護が必要な障害者等について施設において介護等の支援を行う役割を果たしている。</p> <p>今後、専門性を持つ地域の資源として、</p> <p>(1) 入所者に対する地域移行の支援</p> <p>(2) グループホームやケアホームの実施、日中活動系の事業、短期入所、訪問事業の実施など、地域生活を支えるための支援の役割について、更に果たしていくべき。</p>

<p>(家族との同居からの地域移行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域移行を考えるに当たっては、施設や病院からの移行だけではなく、できるだけ地域生活を継続していくという観点から、家族と同居しているうちから障害福祉サービスを利用したり、グループホーム・ケアホーム等の地域での生活に移行したりするための支援が重要であり、様々な相談支援やケアマネジメントを行う際に、こうした取組を進めていく必要。
<p>イ)「住まい」の場の確保</p>	
<p>(公営住宅への入居促進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の地域移行の受け皿として、より積極的な役割が期待される公営住宅について、民間住宅を公営住宅として借り上げる制度を活用し、必要な住宅を確保するなど、さらなる入居促進を図るべき。 ○ あわせて、厚生労働省と国土交通省が協力して、障害者世帯の入居が進んでいる先進事例についてのノウハウを収集し、その普及に努めるべき。
<p>(民間賃貸住宅への入居促進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者が入居可能な民間賃貸住宅の確保を進めることも重要な課題となっており、障害者等が入居可能な民間賃貸住宅についての情報を提供する「あんしん賃貸支援事業」の普及や、障害者等が民間賃貸住宅を借りる際の公的な「家賃債務保証制度」についての拡充（対象者の拡大）、普及を図るべき。
<p>(公営住宅の活用等によるグループホーム・ケアホームの整備促進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域移行を進めていくため、グループホーム・ケアホームの整備について、整備費の助成制度や公営住宅の活用を図りながら、更に進めていくべき。 ○ 特に、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用については、地方公共団体の住宅部局、福祉部局及び事業者との具体的な連携方策を示したマニュアルの作成や、公営住宅をグループホーム・ケアホームとして利用するための改良工事

<p>(グループホーム・ケアホームのサービスの質の向上)</p>	<p>費に対する助成の充実などにより、さらに促進すべき。</p> <p>○ 夜間支援体制を含めたサービスに必要な人材の体制の確保、支援内容の向上など、質の面でも充実を図っていくことができるよう、報酬改定等において検討すべき。</p>
<p>(身体障害者のグループホーム・ケアホーム)</p>	<p>【更に検討すべき点】</p> <p>○ 身体障害者についても一層の地域生活移行を進めていくために、身体障害者がグループホーム・ケアホームを利用できるようにするよう、検討してはどうか。 <u>その際、</u> <u>(1) 在宅の障害者が、本人の意に反してグループホーム・ケアホームの利用を勧められることがないようにする</u> <u>(2) 身体障害者をグループホーム・ケアホームの対象とする趣旨は、施設からの地域移行や、地域における自立した生活の継続であることを踏まえ、高齢で障害となった者については新規利用の対象としないこととする</u> <u>など、留意が必要ではないか。</u></p>
<p>ウ) <u>地域生活に必要な「暮らし」の支援</u></p> <p>(緊急時のサポートの充実)</p>	<p>○ 障害者が地域において安心して暮らすことができるよう、入居に関する支援や、緊急時に対応できる24時間のサポート体制などについて、充実を図っていくべき。</p> <p>【更に検討すべき点】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>具体的には、24時間の相談支援体制を整え、実際に支援を行った場合や、地域生活への移行のために入居に関する支援を行うことについて給付の対象とすることについて検討してはどうか。</u>
<p>(ショートステイの充実)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同じく、障害者が緊急時等に頼ることができ、地域で安心して暮らすことができるよう、ショートステイ（短期入所）について、単独型のショートステイを含め、更なる充実が図られるよう、報酬改定等において検討すべき。
<p>(医療的なケアが行えるサービスの充実)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的なケアが必要な障害者についても、地域移行や地域生活の継続が図れるよう、医療的なケアが行えるショートステイや通所サービスの充実について、報酬改定等において検討すべき。
<p>(訪問系サービスの在り方)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問系サービスは、障害者が地域で暮らしていく上で大切なサービスであり、「行動援護」など新たな類型のサービスの一層の活用を図るとともに、訪問系サービスや様々な支援を組み合わせ、重度の者を含め地域での生活を支えられるよう、その充実を図っていくべき。

② 就労支援

【基本的考え方】

- 働く意欲のある障害者がその能力を十分に発揮し、地域で自立した生活をしていくことができるよう、一般就労を希望する障害者を対象とする就労移行支援、一般就労が困難な障害者を対象とする就労継続支援について、以下の観点からそれぞれの充実・活性化と関連施策との連携を図る。
 - ① 一般就労への移行支援の強化
 - ② 福祉的就労の在り方
 - ③ 障害者雇用施策等との連携強化等

ア) 一般就労への移行支援の強化

(一般就労への移行の成果の評価の在り方等)

- 一般就労への移行を更に促進するために、就労移行支援事業において、職業スキルの向上のみでなく、就職後の生活を想定した社会適応能力を高める訓練プログラムの確立・普及を図るとともに、一般就労への移行実績を十分に評価し、一般就労への移行が増加して、その後の定着支援を行っても経営が圧迫されないような報酬設定等について検討すべき。
- 併せて、一般就労への移行を促進していくためには、広く障害者本人や関係する者の意識を醸成していくことも重要。
- また、企業の採用時期が4月以外の時期も多いことを踏まえると、年度中途における企業の採用に向けて就労移行支援事業による訓練を行うことも有効、という観点を関係者が共有することが重要。

(福祉現場の本人への外部からのアプローチ)

(支援ノウハウを持った専門職の配置)

(特別支援学校からの一般就労への移行の在り方)

(就労移行後の継続的な支援(フォローアップ)の在り方)

イ) 福祉的就労の在り方

(就労継続支援B型の利用者像)

○ 障害者本人の一般就労の可能性を最大限に引き出すことができるよう、職場での実習や体験など、一般就労についての実感や意欲につながる機会の拡大を図るべき。

○ 一般就労への移行を進めるため、就労継続支援等の支給決定時や支給決定更新時において、本人への外部の情報の提供など、福祉施設ではない第三者の視点による関わりを充実させることが重要。

○ 就労支援を担当する職員について、一般就労への移行支援のノウハウを習得する研修を受講した者等、就労支援ノウハウを有する者の配置を促進していくべき。

○ 在学中から、企業での体験実習等により、「働きたい」との意識を育てる取組が有効であることから、卒業後の就労に向けた訓練等も視野に入れ、体験的に就労移行支援事業等の福祉サービス等を利用していくことが重要。

○ 就職後一定期間経過後のフォローアップについて、本人の意向、支援の継続性や生活面の支援を併せて必要とすること等にも配慮した支援体制の充実を検討すべき。

○ その際、旧通勤寮の担ってきた就労する障害者の自立生活に向けた生活面の訓練を行う機能の充実を図るべき。

○ 就労継続支援B型の新規利用については、利用する就労支援サービスが適切か否

の明確化)

かを判断するための客観的指標の作成が困難である中で、障害者本人の希望を尊重しつつ就労の可能性を見出す機会を制度的にも設けておく必要があるとの考え方にに基づき、就労移行支援事業を利用したうえでB型を利用することを原則としている。

【更に検討すべき点】

○ これについて、

- ・ 相談支援事業者による調整等により、就労移行支援事業を経なくてもB型を利用できるようにすべきではないか
- ・ 学校在学時の情報が得られれば、必ずしも就労移行支援事業を経ることを条件としなくても良いのではないか
との意見がある。

○ 他方、

- ・ 就労移行支援事業者において、本人の適性をよく見た上で、必要であれば、B型に移るという形を取るべき
- ・ 一般就労の可能性にチャレンジする意味から必要
との意見がある。

○ これらの意見を踏まえ、どのように考えるか。

○ 就労支援関係の給付の支給決定に当たっては、本人の能力・適性について短期間のアセスメントを経ることが必要ではないか。

○ なお、現行の仕組みを前提とすれば、特別支援学校在学中に、例えば夏休み等において就労移行支援を利用することにより、卒業時点から就労継続支援B型を

利用できるようにすることを検討すべきではないか。

(工賃引き上げの充実)

- 工賃倍増計画の実施状況やその成果を定期的に評価しながら、工賃引き上げの取組を、継続的に進めていくべき。
- その際、官公需の優先発注、企業の発注促進などを進めることし、安定した受注に対応できるよう共同受注の取組をより一層進めるべき。

ウ)障害者雇用施策その他の関連制度

(雇用施策等との連携の強化)

- 障害者雇用施策等との連携強化については、関係機関の役割分担を明確にした上で、会議等の一体的な運営や合同開催など、具体的な取組の中で、より一層の連携につながるような体制の構築を進めるべき。

(障害者就業・生活支援センターの充実)

- 障害者就業・生活支援センターについて、雇用面・生活面の一体的な支援が効果を上げていることから、障害福祉圏域ごとの整備を進めるとともに、同センターが、よりその機能を発揮できるよう、地域の就労関係機関との間で、役割の整理と連携の強化を進めるべき。

(就労支援に携わる人材の育成)

- 就労移行支援及び就労継続支援が、それぞれ有効に機能を発揮できるよう、
(1) 就労支援事業に必要なノウハウや技術を習得するための研修の機会の拡充
(2) 機能強化のための人員配置の促進
などの人材の育成・確保策を進めるべき。その際、発達障害に関する専門性や知識の向上に配慮することも重要。

③ 所得保障

【基本的考え方】

- 障害者の所得保障については、就労支援を含め、幅広い観点に基づく検討が必要。（就労支援については別途検討。）
- 就労支援を除いた障害者の所得保障に関する施策は、現在様々なものがあるが、他方、地域生活での支援という意味で、住宅費への対応の必要性も指摘されており、以下の観点から検討。
 - ① 年金、手当など現行制度の在り方
 - ② 住宅費など地域移行推進のための新たな課題への対応

ア) 現行制度の在り方

- 障害者の所得保障施策としては、年金、手当など直接的な所得保障を始めとして、様々な措置が講じられており、これを引き続き着実に実施していくべき。
- その上で、現行の所得保障施策に関する今後の在り方については、障害基礎年金の水準を引き上げるべき（2級の金額を1級並に、1級は更に引き上げる）などの意見もあった。この問題については、社会保障制度全般の一体的見直しに関する議論との整合性や財源の確保などを踏まえ、今後更に検討していくことが必要。

イ) 住宅費など地域移行推進のための新たな課題への対応

- 住宅費への対応については、障害者が地域で安心して暮らせるという視点が重要であり、まずは住宅施策との連携などにより、低廉な家賃で暮らせる「住まいの場」の確保を積極的に進めるべき。

【更に検討すべき点】

- 恒常的に生じる住宅費に対する直接的な現金給付については、障害者のみならず高齢者や母子施策など様々な施策との整理が必要と考えられることから、基本的に慎重な検討が必要ではないか。

他方、地域移行という観点から必要となる費用について、障害者特有のものとして何らかの対応を検討すべきものはあるか。

(Ⅲ) 障害児支援

① ライフステージに応じた支援の充実

ア. 障害の早期発見・早期対応策

(関係機関の連携による障害の早期発見・早期対応の取組の強化)

(「気になる」という段階からの支援)

【基本的考え方】

- 障害のある子どもが心身ともに健全に育つ権利を保障するとともに、「自立と共生」という理念を踏まえ、障害の有無に関わらず安心して暮らせる地域づくりを目指し、以下の4つの基本的視点を基に、障害児支援施策を充実させる。
 - ① 子どもの将来の自立に向けた発達支援
 - ② 子どものライフステージに応じた一貫した支援
 - ③ 家族を含めたトータルな支援
 - ④ できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

○ 障害の早期発見・早期対応の取組を強化するため、各地域において、医療機関(産科、小児科)、母子保健、児童福祉、障害児の専門機関等の連携を強化し、可能な限り早期から親子をサポートしていく体制づくりを進めていくべき。その際、地域自立支援協議会について、子ども部会を設置する等、活用を図るべき。

○ また、可能な限り早期から専門的な支援を行うことが子どもの発達支援の観点からも大切と考えられ、障害があると明確な診断ができないケースや、親が障害があることに気づき適切に対応できていないケースなど、「気になる」という段階から

	<p>親子を支援すべき。このため、障害児の専門機関が保健センターなど親にとって身近な敷居の低い場所に出向いて行ったり、障害の確定診断前から発達支援サービスを体験利用できるようにしていくなどの取組を進めていくべき。</p>
<p>イ. <u>就学前の支援</u></p>	
<p>(障害児の支援の在り方)</p>	<p>○ 障害のある子どもとない子どもができるだけ共に過ごしていけるようにしていくことが大切である一方、障害児にとっては専門的な指導や支援を受けることも必要である。このため、保育所等における障害児の受入れを促進していくとともに、障害児の専門機関の機能について、保育所等の地域への支援の役割を強化していくべき。</p>
<p>(障害児の保育所等での受入れ)</p>	<p>○ 障害児の専門機関が保育所等を巡回支援していくことにより、保育所等での受入れを促進するとともに、これまで障害児通園施設等に通っていた子どもが可能な限り保育所等に通えるようにしていくべき。</p>
<p>(通所施設の地域への支援の役割の強化)</p>	<p>○ 障害児の通所施設について、地域への支援の役割を強化していく観点から、地域に出て行って親子や保育士等を支援する機能や、発達障害など発達上支援が必要な子どもの相談支援を行う機能を十分に果たせるようにしていくべき。</p>
<p>(通所施設の一元化)</p>	<p>○ 障害児の通所施設について、障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、一元化の方向で検討していくべき。</p> <p>○ その際、現在、肢体不自由児通園施設において肢体不自由についての治療を給付対象としていることを踏まえ、福祉型の施設と、肢体不自由についての治療も提供</p>

する医療提供型の施設とに一元化していくべき。

- また、現在予算事業で行われている重症心身障害児（者）通園事業について、あわせて法令上に位置付けて実施していくべき。

ウ. 学齢期・青年期の支援

（放課後や夏休み等における支援）

- 現在の経過的な児童デイサービスや日中一時支援事業について、放課後や夏休み等における居場所の確保が求められていること等を踏まえ、単なる居場所としてだけではなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施するものは、放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施することとすべき。

（障害児の放課後児童クラブ等での受入れ）

- 一般施策である放課後児童クラブ等においても障害児の受入れが拡大しているところであり、今後、障害児の専門機関が放課後児童クラブ等に対して巡回支援していくことにより、障害児の放課後児童クラブ等での受入れを促進していくべき。

（卒業後の就労・地域生活に向けた関係施策の連携）

- 学校卒業後に円滑に地域生活や就労への移行ができるよう、教育・福祉・就労施策の連携を強化し、例えば学校の在学中から、夏休み等において体験的に就労移行支援事業等を利用するようにすべき。

② 相談支援や家庭支援の充実

ア. ライフステージを通じた相談支援の方策

<p>(市町村を基本とした相談支援体制の構築)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児には、ライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、このため、市町村を基本として、それを障害児の専門機関や都道府県が支える重層的な相談支援体制を、地域の実情に応じて構築していくべき。 ○ また、障害児の親子にとって身近な敷居の低い場で相談支援が行われることが必要であり、例えば、障害児の専門機関が親子の身近なところに出向いていたり、気軽に行きやすい場とするため名称を改めたり（例：子ども発達支援センター）する等の工夫が必要。
<p>(関係機関の連携強化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、地域自立支援協議会の活用等により関係機関の連携システムを構築し、特に学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいて、支援の切れ目が生じないよう連携強化を図っていくべき。
<p>(個別の支援計画の作成・活用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ あわせて、ケアマネジメントの観点から、サービス利用計画作成費を活用するなどし、各支援者がどのような役割分担の下でそれぞれ支援していくのかの「個別の支援計画」づくりや関係者による支援会議の開催を進めていくべき。
<p><u>イ. 家族支援の方策</u></p>	
<p>(家族に対する養育方法の支援)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児の家族が、障害の発見時に適切に対応していくことや、その後の養育の能力を高めていくことを支援するため、①ショックや不安を抱えている保護者に対する専門家による心理的なケアやカウンセリング、②専門機関による家庭における養育方法の支援、③保護者同士の交流や障害児のきょうだいに対する支援の促進など、家族を含めたトータルな支援を図っていくべき。

<p>(レスパイトの支援等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、子どもから一時も目が離せない等の状況にある保護者の精神的・肉体的な負担感を軽減し、ぎりぎりまで頑張る在宅で育てられなくなるというのを防ぐため、ショートステイの充実等、レスパイト（一時的休息）の支援を図るべき。 ○ あわせて、障害児がサービスを利用した場合の利用料の軽減措置を継続するなど、家族の負担能力を踏まえた配慮を行うべき。
<p>③ <u>施設機能の見直し等による支援の充実</u></p>	
<p><u>ア. 入所施設の在り方</u></p>	
<p>(入所施設の一元化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児の入所施設について、障害種別等により7類型となっているが、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう一元化を図っていくべき。その際、他の障害を受け入れられるようにしつつ、主に対象とする障害の種別を示せるようにするなど、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮が必要。また、例えば重症心身障害児について手厚い人員配置が可能となるようにするなど、基準等について検討していくことが必要。
<p>(在園期間の延長措置の取扱い)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉法において、障害児の入所施設に満18歳以降も在園できるとされている取扱いについて、機能的には子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、制度的には、満18歳以上の入所者は、他の障害者と同様に、障害者施策で対応していくよう見直していくべき。 ○ その際には、支援の継続性を確保するための措置や、現在入所している者が退所させられることがないようにする措置など、十分な配慮が必要。

<p>(障害児の入所施設・住まいの在り方)</p>	<p>特に、重症心身障害児・者については、重症心身障害児・者の特性に応じた支援や、児者一貫した支援の継続性が保たれるよう十分な配慮が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、在宅で暮らす重症心身障害児・者の支援についても充実を図っていくべき。 ○ 障害児の入所施設について、入所者の多様化等の状況を踏まえ、心理的ケアが行える専門的なスタッフの充実や、小規模な単位での支援ができるような施設の在り方、障害児の将来の自立を見据えた住まいの在り方について、検討していくべき。 ○ 障害児の入所施設について、地域との関わりを深めていくとともに、地域の実情に応じて、地域への支援や短期入所の実施など地域の中の専門機関としての役割を強化していくべき。
<p><u>イ. 行政の実施主体</u></p> <p>(通所施設の実施主体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児施設の実施主体について、通所については、在宅の支援策や児童デイサービスの実施主体は既に市町村であり、通所施設を一元化しより身近なところで支援を受けられるようにしていくことも踏まえ、都道府県が支援を行うこととしつつ、市町村とする方向で検討すべき。
<p>(入所施設の実施主体)</p>	<p>【更に検討すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入所については、市町村とした場合、児童養護施設等の入所措置の実施主体は都道府県であり、実施主体が異なることとなることから、障害児が虐待された場合等の判断に課題がある。また、措置は都道府県、契約は市町村とした場合、同じ施設への入所について実施主体が異なり、混乱が生じるおそれがある。

このため、当面は都道府県とすることとしてはどうか。その際、障害児施設に入所する障害児や保護者の相談支援を市町村が行うこととするなど、市町村の関与を強めていくこととしてはどうか。

(措置と契約)

- 障害児施設への入所について、保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置、それ以外の場合は契約によることとされているが、その判断について都道府県によって差が生じている状況があり、このため、措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判定基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべき。

ウ. 法律上の位置付け等

(障害児支援の根拠法)

- 障害児への支援については、なるべく一般施策との連携により対応していくという考え方から、児童福祉法に位置付けることを基本としていくべき。
障害児施設に関して引き続き児童福祉法に規定すると共に、現在障害者自立支援法に規定されている児童デイサービスについて、通所施設の一元化にあわせ、児童福祉法に規定することとすべき。

(IV) 障害者の範囲

① 障害者の定義

(障害者の範囲について基本的な考え方)

【基本的考え方】

- 障害者自立支援法附則の3年目の見直しの規定を踏まえ、障害者自立支援法上の障害者の範囲について、以下の観点から必要な見直しを行う。
 - ① 障害者の定義
 - ② 手帳制度

- 現行の障害者自立支援法における「障害者」の定義は、身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれについて、身体障害者福祉法その他、個別法を引用する形で規定されている。

【更に検討すべき点】

- 支援の必要性によって障害者自立支援法の対象者を判断することについて、すぐには難しいが、検討を進めていく必要があるのではないかといった意見や、障害者自立支援法の障害者の定義を廃止すべきといった意見があった。
- 一方、このような考え方については、次のような課題がある。
 - ・ 支援の必要性のみで対象者を判断することになれば、障害者だけでなく、加齢や一時的な疾病により支援を要する人など、あらゆる福祉的支援を要する者を対象とする法律となる。

- ・ 障害者基本法における障害者の定義も、何らかの障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者としており、支援の必要性のみによって対象者を定めていない。
- ・ 訓練等給付や自立支援医療などについては、障害程度区分のような客観的なニーズ判定手法がなく、誰を対象とするのか、市町村において適切に判断することは困難である。

- これらの意見を踏まえ、どのように考えるか。
- 支援の必要性によって対象者を判断することについては、様々な課題があることから、今後引き続き検討を進める必要があるのではないか。

(発達障害及び高次脳機能障害の障害者自立支援法における位置付け)

- 発達障害及び高次脳機能障害について、障害者自立支援法上のサービスをより受けやすくするために、障害者自立支援法上の障害者に含まれることを何らかの形で明確化する必要がある。

- この際、特に発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害者の定義規定も置かれていることを踏まえ検討すべき。

(難病を身体障害に含めることについて)

※ 障害者自立支援法の対象者を支援の必要性によって判断することについては、上記（障害者の範囲についての基本的考え方）で検討。

- 一方、難病を身体障害者福祉法上の身体障害に含めることについては、そもそも身体障害の認定について、身体機能に一定以上の障害が存在していることや、その障害が固定又は永続していることなど、これまで一定の考え方に基づいて行っているところであり、難病を身体障害に含めることは慎重に検討すべき。

② 手帳制度

(身体障害者と手帳との関係)

○ 身体障害者について、身体障害者手帳を所持しなくても、身体障害者福祉法別表に該当することが確認できれば、障害者自立支援法のサービスの対象とすべきとの考え方があるが、これを行うこととした場合、市町村窓口における判断業務の困難性や身体障害者手帳が障害者自立支援法以外の各種公共サービスの割引等に広く活用されている実態を踏まえると、様々な混乱が懸念されることから、慎重な検討が必要である。

(知的障害者の定義規定について)

○ 現在、知的障害者に係る定義規定はなく、自治体ごとに取り扱いが異なるため、統一した定義規定、認定基準を置くべきではないかという指摘があるが、従来の制度の運用への影響に対しても配慮しつつ、知的障害者の判定方法等について十分な知見を収集した上で引き続き検討を行う必要がある。